



# 老齢厚生年金の在職停止について ～退職後再就職した場合の支給停止について～

老齢厚生年金の受給権を有している方が、市町村役場や民間企業などに再就職し、厚生年金保険の被保険者等になったときは、年金の一部または全部が停止されます。

なお、退職共済年金（経過的職域加算額）については、公務員（3号厚年）在職中である場合は全額停止となり、民間企業（1号厚年）や私立学校（4号厚年）に在職中である間は全額支給されます。

## ◆ 年金の支給停止計算の対象者について

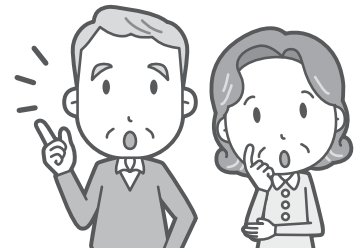
以下の場合が対象者となります。

ア. 厚生年金保険（公務員、私立学校教職員を含む）に加入した場合。

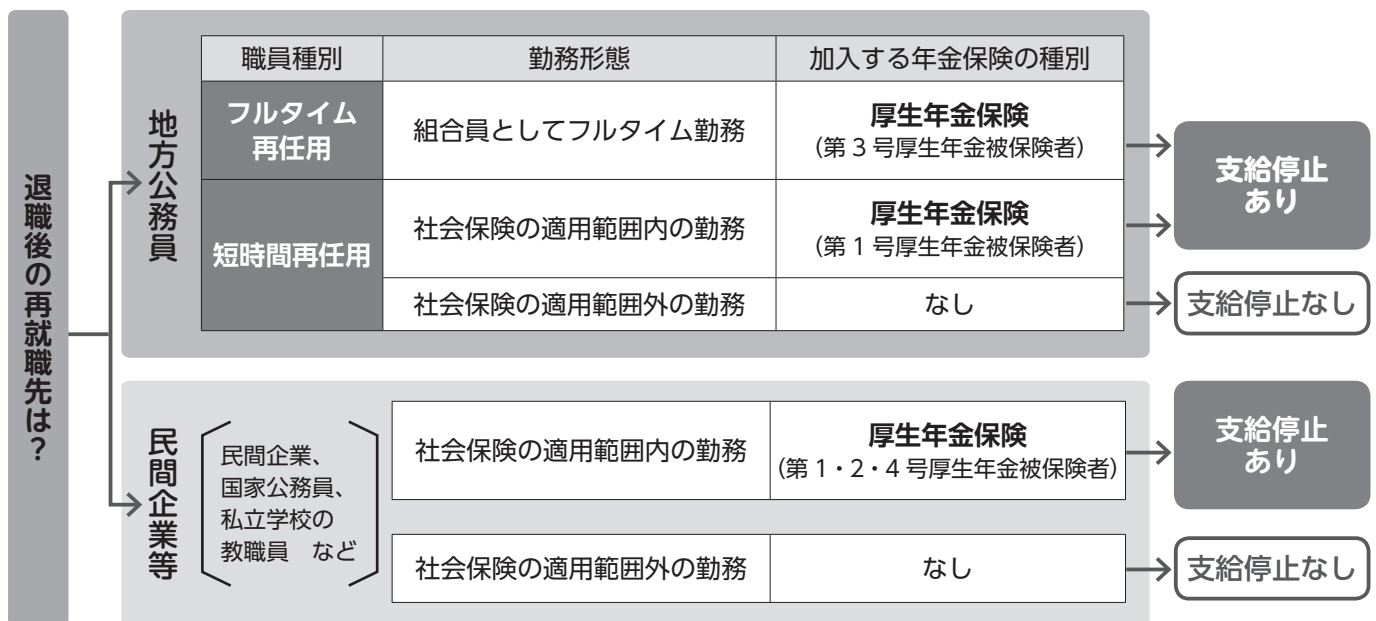
（※ 厚生年金適用事業所に勤める70歳以上の方を含む。）

イ. 国会議員・地方議会議員となった場合

※国会議員になられた時は必ず共済組合に連絡してください。届出用紙を郵送いたします。



## 働き方により年金の支給停止が行われます



## ▼ 参考 厚生年金制度の実施機関

被保険者種別	被保険者区分	実施機関
第1号厚生年金被保険者	第2号～第4号 厚生年金被保険者以外(民間被用者など)	日本年金機構
第2号厚生年金被保険者	国家公務員共済組合の組合員	国家公務員共済組合 (国家公務員共済組合連合会)
第3号厚生年金被保険者	地方公務員共済組合の組合員	地方公務員共済組合 (全国市町村職員共済組合連合会)
第4号厚生年金被保険者	私立学校振興・共済事業団の加入者	日本私立学校振興・共済事業団

## ❖ 老齢厚生年金の支給停止額の計算について

65歳未満の方と65歳以上の方で停止額の計算方法が異なります。

### 1 年金(基本月額)

老齢厚生年金※1 の年額(加給年金額・経過的加算額・繰下げ加算額を除く。)の1 / 12

※注1…複数の老齢厚生年金を有する場合、合算額となります。

### 2 賃金(総報酬月額相当額)

標準報酬月額※2 と過去1年間の標準賞与額の総額の1 / 12の合算

※注2…厚生年金保険法の規定による標準報酬月額

## 65歳未満の場合

$$\text{1 年金} + \text{2 賃金} > 28\text{万円}$$

(基本月額)

(総報酬月額相当額)

※1 + 2 が28万以下の場合、支給停止額は0円となります。

1 年金が 28万円 以下の場合	2 賃金が46万円以下のとき	$\frac{\text{1} + \text{2} - 28\text{万円}}{2} \times 12\text{月}$	2 賃金が46万円を超えるとき	$\left\{ \frac{46\text{万円} + \text{1} - 28\text{万円}}{2} + (\text{2} - 46\text{万円}) \right\} \times 12\text{月}$
	2 賃金が46万円を超えるとき	$\frac{\text{2}}{2} \times 12\text{月}$	2 賃金が46万円を超えるとき	$\left\{ \frac{(46\text{万円})}{2} + (\text{2} - 46\text{万円}) \right\} \times 12\text{月}$
1 年金が 28万円を 超える場合	2 賃金が46万円以下のとき	$\frac{\text{2}}{2} \times 12\text{月}$	2 賃金が46万円を超えるとき	$\left\{ \frac{(46\text{万円})}{2} + (\text{2} - 46\text{万円}) \right\} \times 12\text{月}$
	2 賃金が46万円を超えるとき	$\frac{\text{2}}{2} \times 12\text{月}$	2 賃金が46万円を超えるとき	$\left\{ \frac{(46\text{万円})}{2} + (\text{2} - 46\text{万円}) \right\} \times 12\text{月}$

## 65歳以上の場合

$$\text{1 年金} + \text{2 賃金} > 46\text{万円}$$

(基本月額)

(総報酬月額相当額)

※1 + 2 が46万円以下の場合、支給停止額は0円となります。

$$\frac{\text{1 年金} + \text{2 賃金} - 46\text{万円}}{2} \times 12\text{月}$$

⚠ 公務員以外の加入期間に基づく複数の老齢厚生年金を有する場合で、上記計算式により計算した結果、支給停止額がある場合は、当該支給停止額をそれぞれの年金額で按分して算出した額に基づき、それぞれの年金から停止することとなります。

65歳未満の方で、年金(基本月額)が28万円以下、賃金(総報酬月額相当額)が46万円以下の場合を一例として、在職停止額計算シートを掲載しましたので参考にしてください。

## ●●● 老齢厚生年金 在職停止額 計算シート ●●●

[年金(基本月額)が28万円以下、賃金(総報酬月額相当額)が46万円以下の場合]

年金(基本月額)	$a \div 12 =$	円…1
老齢厚生年金額の年額 (加給年金額・経過的加算額・繰下げ加算額を除く。)		円…a
賃金(総報酬月額相当額)	$b + (c \times 1 / 12) =$	円…2
再就職した勤務先での標準報酬月額		円…b
過去1年間の標準賞与額の総額	(6月)	円
	(12月)	円
	小計	円…c

$$\frac{\text{1} + \text{2} - 28\text{万円}}{2} \times 12 = \text{円 老齢厚生年金 在職停止額(年額)}$$

## ◆ 老齢厚生年金が在職停止となる場合の計算例

年金太郎さん(昭和32年10月16日生まれ)

平成30年3月31日定年退職      平成30年4月1日再就職(厚生年金加入)

平成32年10月15日 老齢厚生年金受給権発生(63歳到達)

老齢厚生年金額 (平成32年11月時点)	120万円	標準報酬月額 (平成32年11月時点)	28万円
		標準賞与額(再就職後)	
退職共済年金額 (経過的職域加算額) (平成32年11月時点)	10万円	平成31年12月	72万円
		平成32年6月	48万円
		平成32年12月	24万円

老齢厚生年金の受給権が発生した日または厚生年金保険の被保険者等になった日の属する月の翌月から支給停止の対象となります。

### 平成32年11月の在職停止計算

#### ①年金(基本月額)

$$120万円 \div 12 = 10万円$$

#### ②賃金(総報酬月額相当額)

$$28万円^{*1} + (120万円^{*2} \div 12) = 38万円$$

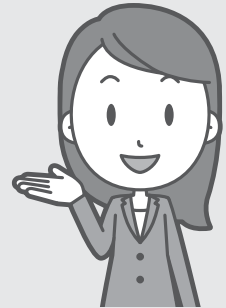
※1 標準報酬月額(平成32年11月時点)

※2 過去1年分(平成31年12月～平成32年11月)の標準賞与額の総額(72万円+48万円)

この数値を支給停止額(年額)の計算式に当てはめると、

$$\frac{(10万円 + 38万円 - 28万円)}{2} \times 12 = 120万円$$

この結果、年金太郎さんの老齢厚生年金は、全額支給停止となりますが、退職共済年金(経過的職域加算額)は全額支給されますので、10万円(月額約8千円)が受給できる額となります。



### 平成32年12月からの在職停止計算

#### ①年金(基本月額)

$$120万円 \div 12 = 10万円$$

#### ②賃金(総報酬月額相当額)

$$28万円^{*1} + (72万円^{*2} \div 12) = 34万円$$

※1 標準報酬月額(平成32年12月時点)

※2 過去1年分(平成32年1月～平成32年12月)の期末手当等の総額(48万円+24万円)

この数値を支給停止額(年額)の計算式に当てはめると、

$$\frac{(10万円 + 34万円 - 28万円)}{2} \times 12 = 96万円$$

この結果、年金太郎さんの老齢厚生年金(年額)は、120万円のうち96万円が支給停止となるため、24万円(月額2万円)が受給できる額となります。

また、退職共済年金(経過的職域加算額)は全額支給されますので、年額合計34万円(24万円+10万円)が受給できる額となります。

お問い合わせ先 年金課 ☎048-822-3307